

まち・ひと・しごと創生の動きについて

平成28年9月5日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生の主な取組

2014	2015	2016
<p>9月 まち・ひと・しごと創生本部設置</p> <p>11月 まち・ひと・しごと創生法成立</p> <p>12月 まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定） 長期ビジョン（閣議決定）</p> <p>3月 地方創生先行型交付金（基礎交付分）交付（1,400億円）</p>	<p>6月 まち・ひと・しごと創生基本方針（閣議決定） 2015</p> <p>7月 改正地域再生法施行（企業移転税制、小さな拠点）</p> <p>8月 新型交付金の財源確保ルール（創生本部決定）</p> <p>11月 地方創生先行型交付金（上乗せ交付分）交付（300億円）</p> <p>12月 まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂（閣議決定）</p> <p>3月 地方創生加速化交付金交付決定（906億円）</p> <p>3月 政府機関移転基本方針（創生本部決定）</p>	<p>4月 改正地域再生法施行 （地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、生涯活躍のまち）</p> <p>6月 まち・ひと・しごと創生基本方針 2016</p> <p>8月 地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、生涯活躍のまち 地域再生計画画認定</p> <p>年内？ まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂</p>

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等
※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に
関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に
関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2015改訂版)」の全体像

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)(~2019年度)

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)

Ⅰ人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の防止
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

Ⅱ成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとを創り、安心して働けるようにする

◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人

現状:5.9万人

◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準

15~34歳の割合:92.7%(2014年)

全ての世代の割合:93.7%(2014年)

◆女性の就業率 2020年までに77%

:70.8%(2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

現状:東京圏年間10万人入超

◆地方→東京圏の転出入均衡(2020年)

・地方→東京圏転入 6万人減
:1,732人増加(2014年)

・東京圏→地方転出 4万人増
:11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなる

◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合40%以上

:19.4%(2013年度)

◆第1子出産前後の女性継続就業率55%

:38%(2010年)

◆結婚希望実績指標 80%

:68%(2010年)

◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%

:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村

◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存在する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村

◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(三大都市圏) 90.8%

(地方中核都市圏) 81.7% :90.5%(2014年度)

(地方都市圏) 41.6% :38.7%(2014年度)

◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件 :60件(2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標(KPI)

○農林水産業の成長産業化

・6次産業化市場10兆円:4.7兆円(2013年度)

・農林水産物等輸出額 1兆円:6.117億円(2014年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

・訪日外国人旅行消費額4兆円:2.0兆円(2014年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

・1,000社支援:平成27年度の施策を踏まえ検証

・雇用量8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○地方移住の推進

・年間移住あっせん件数 11,000件

:約4,000件(2015年<11月末時点>)

○企業の地方拠点機能強化

・拠点強化件数7,500件増加 :808件

・雇用量4万人増加 :6,600人

※地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○地方大学活性化

・自道府県大学進学者割合平均36%

:32.3%(2015年度)

○若い世代の経済的安定

・若者の就業率78%向上 :76.1%(2014年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○ワーク・ライフ・バランス実現

・男性の育児休業取得率13% :2.30%(2014年)

○「小さな拠点」の形成

・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体 :1,656団体(2014年度)

○「連携中核都市圏」の形成

・連携中核都市圏の形成数30圏域

:4圏域(2015年)

○既存ストックのマネジメント強化

・中古・リフォーム市場規模20兆円

:11兆円(2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

・地域の枝の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルカービオの生産性向上)

・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を集めた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

・日本版DMOを核とする観光光景・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

・需要プロデュースの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材選流、地方での人材育成、雇用対策

・若者人材等の選流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材選流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

①政府関係機関の地方移転

②企業への地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進

・生活活躍のまち(日本版CCRC)構想の推進

・地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学等の活性化

・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

・LFB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携

・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

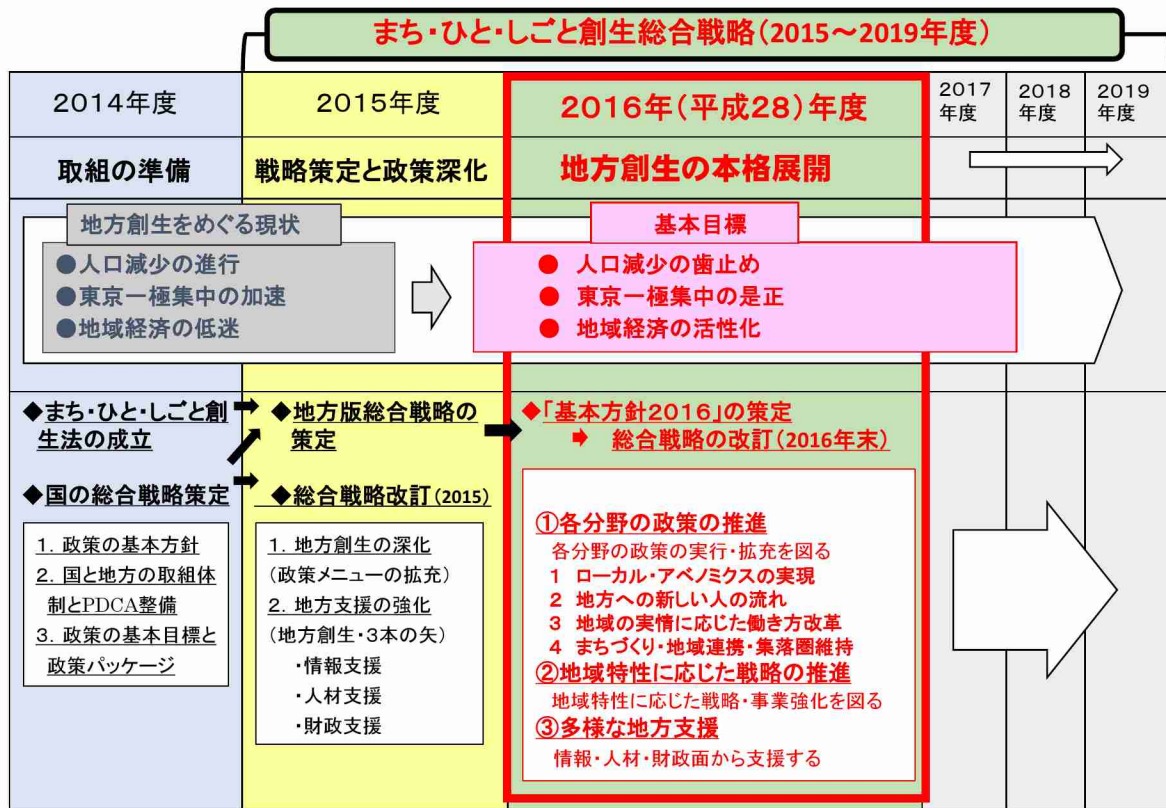
③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市圏近郊の公営賃貸住宅団地の再生・福祉拠点

④ふるさとづくりの推進

⑤住民が地域防災の担い手となる環境の確保

地方創生の本格展開



地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<2015年>

- ・出生率:2014年の1.42から1.46に上昇
- 年間出生数:100万6千人(+2千人)

②東京一極集中が加速

<2015年>

- ・東京圏への転入超過は約12万人(4年連続増加)

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は雇用面は改善、消費回復に遅れ
- ・生産性などで大きな格差

◎地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

(26年度)

(27・28年度～)

総合的な施策メニュー整備

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

具体的な事業の本格的推進

「地方版総合戦略」の策定と推進

創生基本方針2015
(平成27年6月30日閣議決定)

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2015改訂版)

基本目標・KPI

しごとを創る

【2020年目標】

- ・若者雇用(地方)
5年間で30万人創出
5.9万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
格差縮小
- ・農林水産業6次産業化
市場規模10兆円
4.7兆円

ひとの流れを变える

【2020年目標】

- ・地方・東京圏の転出入均衡
<地方→東京圏>
18,000人増(49万人)
- <東京圏→地方>
9,000人増(37万人)
- 東京圏年間転入超過
11万人→12万人(2015年)

結婚・子育ての希望をかなえる

【2020年目標】

- ・第1子出産前後の女性継続就業率55%
38%(2010年)
- ・男性育休取得13%
2.30%(2014年)
- ・労働時間週60時間以上の割合を5%
8.5%(2014年)

まちを創る

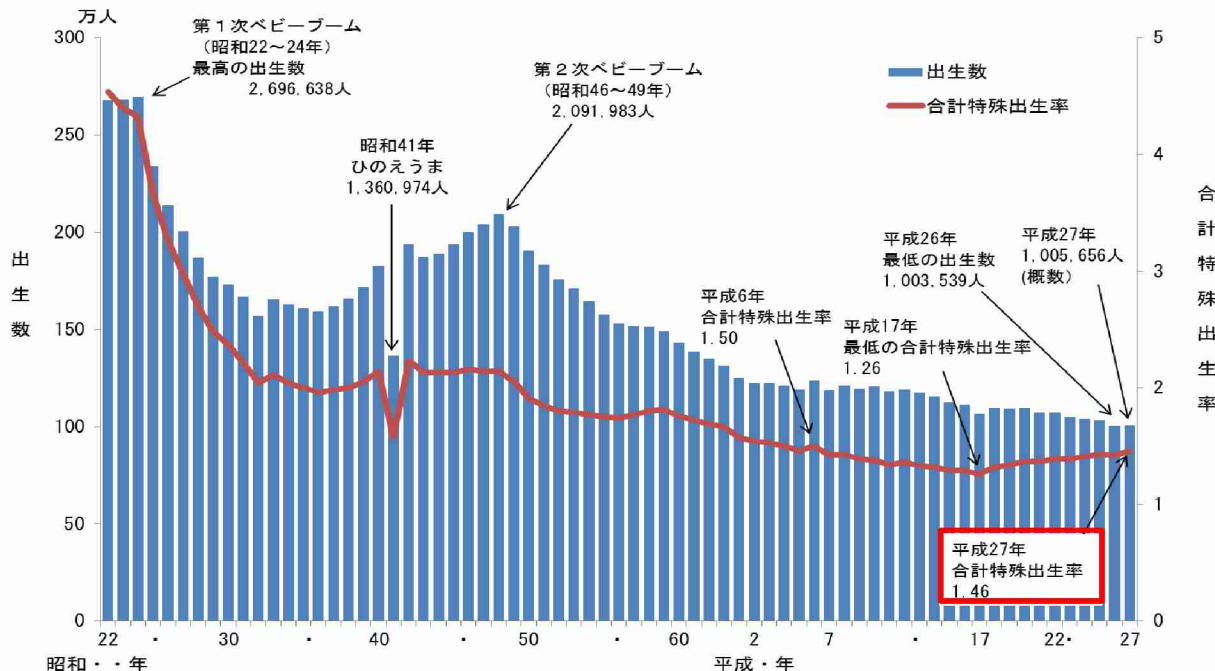
【2020年目標新設】

- ・都市機能誘導区域内に立地する施設数の占める割合増加 **100市町村**
- ・居住誘導区域内に居住している人口の占める割合増加 **100市町村**
- ・公共交通の利便性の高いエリア居住人口割合の増加

5

出生数及び合計特殊出生率の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準(人口規模が維持される水準)の2.07を下回る状態が、1974年以降、40年以上続いている。



資料:厚生労働省「平成27年 人口動態統計月報年計」等

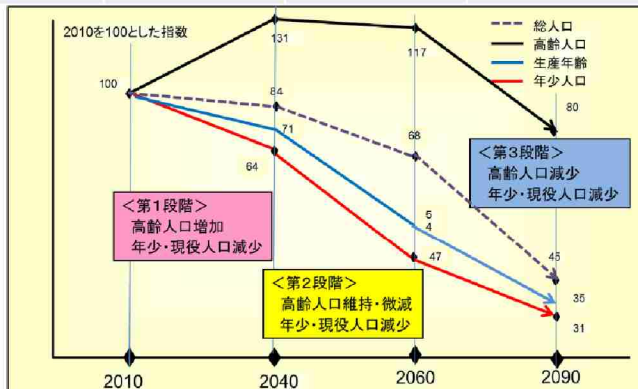
日本の将来人口動向

- 人口減少は世代別の異なる動きの中で進む。
- 日本の将来人口動向は、第1段階：高齢人口が増加する時期、第2段階：高齢人口が維持・微減となる時期、第3段階：高齢人口さえも減少する時期、に大きく分けられる。

将来推計人口【中位推計-合計特殊出生率1.35】

単位：万人（構成比、%）

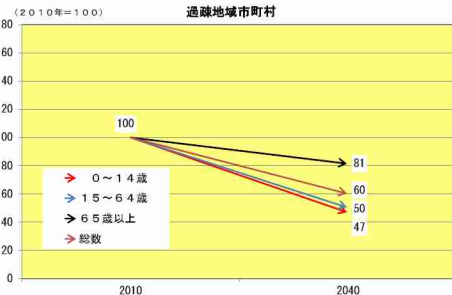
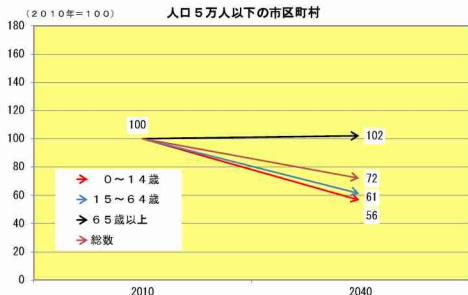
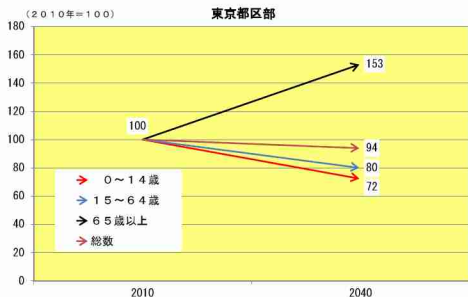
	2010年	2040年	2060年	2090年	2110年
総人口	12,806	10,728	8,674	5,727	4,286
老年人口（65歳以上）	2,948 (23)	3,878 (36)	3,464 (40)	2,357 (41)	1,770 (41)
生産年齢人口（15～64歳）	8,174 (64)	5,787 (54)	4,418 (51)	2,854 (50)	2,126 (50)
年少人口（～14歳）	1,684 (13)	1,073 (10)	792 (9)	516 (9)	391 (9)



（備考）国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口
（平成24年1月推計）」より作成

地域によって異なる将来人口動向

- 地域によって将来人口動向の『減少段階』は大きく異なっている。
- 東京都区部や中核市などの都市部は『第1段階』にあるのに対し、人口5万人以下の地方都市は『第2段階』、うち過疎地域は『第3段階』に突入している。



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より作成。
2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー（人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模で中核市・特例市は平成26年4月1日現在で、過疎地域市町村は平成26年4月5日現在でみたもの）ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化した。

人口減少の進行

今後予想される人口減少のスピードは地域によって大きな差異があり、全国と比較して2倍以上のスピードで人口減少に直面する市区町村が705団体にのぼる。

こうした地域では、人口減少に歯止めをかける努力とともに、将来における一定の人口減少に対応し、住民生活に必要な不可欠な行政サービス等の効率的・効果的な供給体制を構築していくことが重要である。

2010年→2040年 全国(日本の総人口)の減少率 16.23%

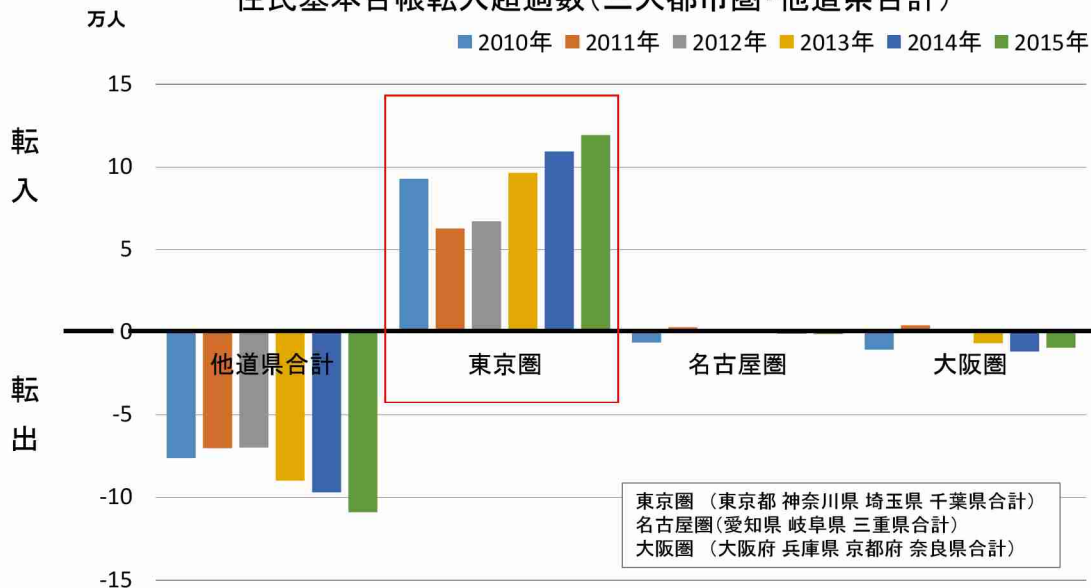
全国の減少率(16.23%)以上の減少率の市区町村数	1,294団体(76.9%)
全国の2倍(32.46%)以上の減少率の市区町村数	705団体(41.9%)
全国の3倍(48.68%)以上の減少率の市区町村数	125団体(7.4%)

(※)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」における平成22年(2010年)から平成52年(2040年)への総人口の変化率(減少率)でみた場合。対象とした団体数は1683(776市、715町、169村及び東京23区(特別区))であり、福島県内の市町村は含まれていない。

東京圏への転入超過

- 東日本大震災後に東京圏への転入超過数は減少したが、2013年は震災前の水準を上回っており、その後も東京圏への転入は拡大している。

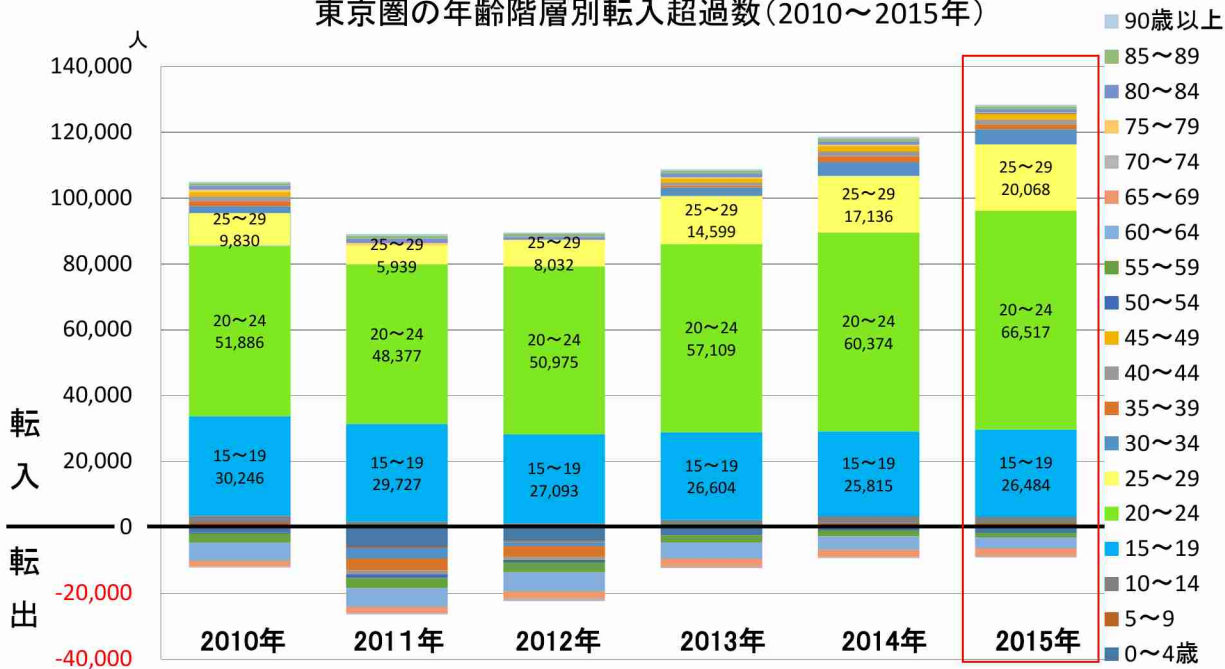
住民基本台帳転入超過数(三大都市圏・他道県合計)



東京圏への転入超過数（2010年－2015年、年齢階級別）

○ 東京圏への転入超過数の大半は20～24歳、15～19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。

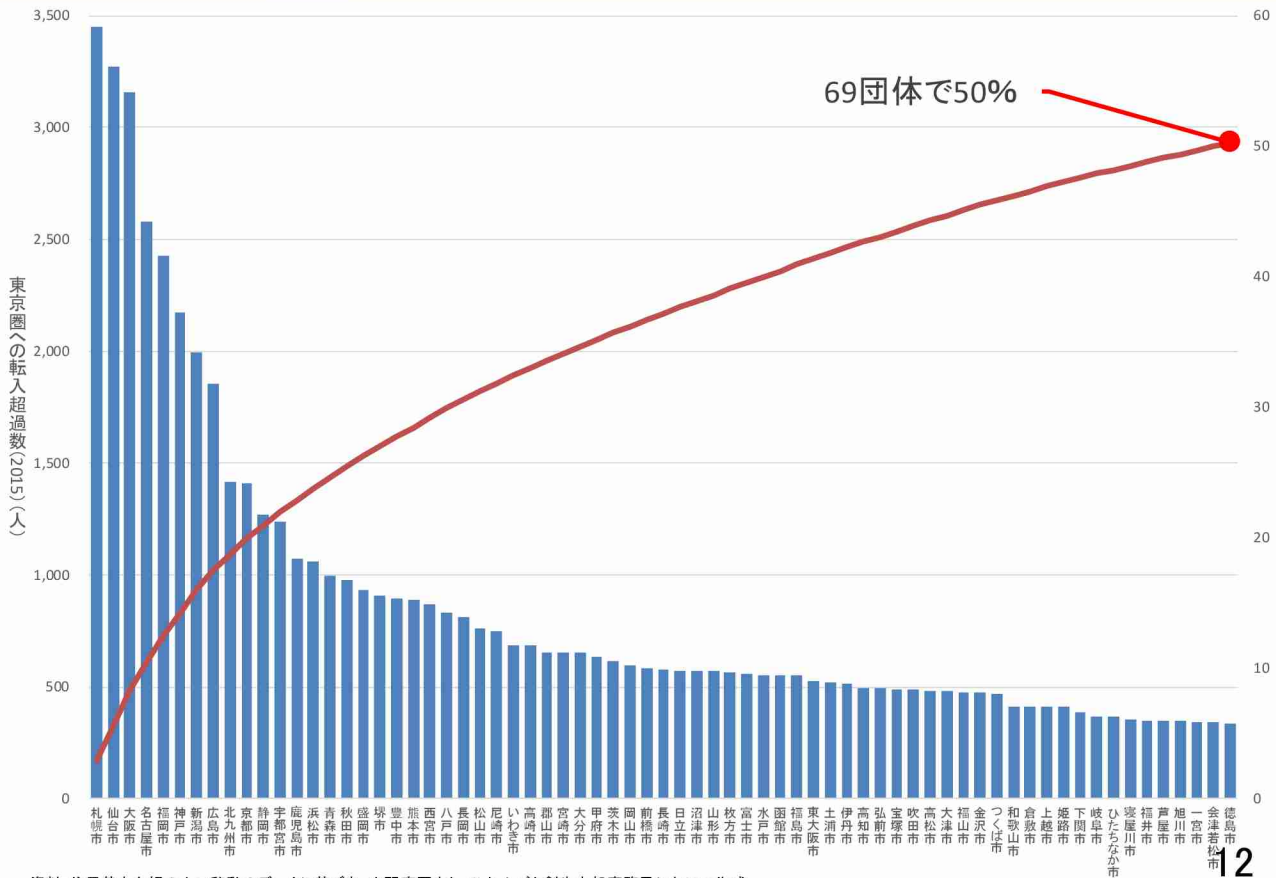
東京圏の年齢階層別転入超過数（2010～2015年）



※東京圏：東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計。

資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年－2015年）

東京圏への転入超過数 市町村別内訳と累積割合 (2015年)



資料:住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

地域特性に応じた戦略の強化

地域特性格別モデルの形成

- 危機感と意欲を持って取り組もうとする地方公共団体が重点的に推進すべき戦略・事業を策定
- モデル形成においては、地域特性に応じ各分野の施策を戦略的かつ有機的に組み合わせる視点が重要

地域特性格別政策メニューの整備

<過度の東京一極集中の是正対策例>

地域特性格別政策メニュー整備

- 首都圏や地元在住学生の地方創生インターンシップ
- 地方就職を支援する奨学金
- 働き方改革(新型交付金と既存補助金の組み合わせ)
- 企業の地方拠点強化税制
- 地域の雇用創出事業
- 生涯活躍のまち

- ・道府県
- ・中核的な市(政令市、県庁所在市等)
- ・連携中枢都市圏
- ・定住自立圏

<持続的な住民サービスの確保対策例>

地域特性格別政策メニュー整備

- 集約化・複合化した公共施設の利活用
- 立地適正化計画に規定するコンパクトシティ
- 小さな拠点形成・地域運営組織の量的拡大と質的向上

人口減少に対応した行政・生活サービス体制の調整・見直しに取り組む意向のある自治体

(主に社会減・自然減の自治体を対象)

地方創生インターンシップ事業

- 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

課題

○東京一極集中

地方から東京への人口流出は大学進学時と就職時に集中。

○地方の人材不足

地方の企業は若者の人材確保が困難となっている。

地方への人材還流・ 地方定着の実現

ワークライフバランスの
取れた働き方の実現



地方創生インターンシップ

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織（※）

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施



インターンシップ参加

地方就職への
動機付け



東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保（○単位認定）
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

自治体等

- 地元の魅力発信

「奨学金」を活用した大学生等の地元定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

総務省

道府県等の基金への出捐額に
特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名 を設定



大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
- ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している団体は鳥取県、徳島県、香川県、
基金を造成する予定である団体は、秋田県、山形県、富山県、和歌山県、山口県。(平成28年4月末時点)

地域における働き方改革：「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」

地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議

(地域の自治体、経済界、労働界等が参加)

取組の決定

地域働き方改革包括支援センター(仮称)

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携し、企業の働き方改革を支援

<アウトリーチ支援>

- ・「働き方改革アドバイザー(仮称)」を養成・確保
- ・相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

- ・優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

企業

企業

企業

兵庫県の取組：「ひょうご仕事と生活センター」

兵庫県の政労使関係者が連携して、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に支援する拠点として設置(2009年)。

<センターの事業>

- 啓発、情報発信
- 相談・実践支援
 - ・企業等に対する「ワンストップ相談」
 - ・「相談員」の派遣(派遣料は無料)
 - ※ 外部相談員(キャリアカウンセラー、コンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士)も準備
 - ・アフターフォロー

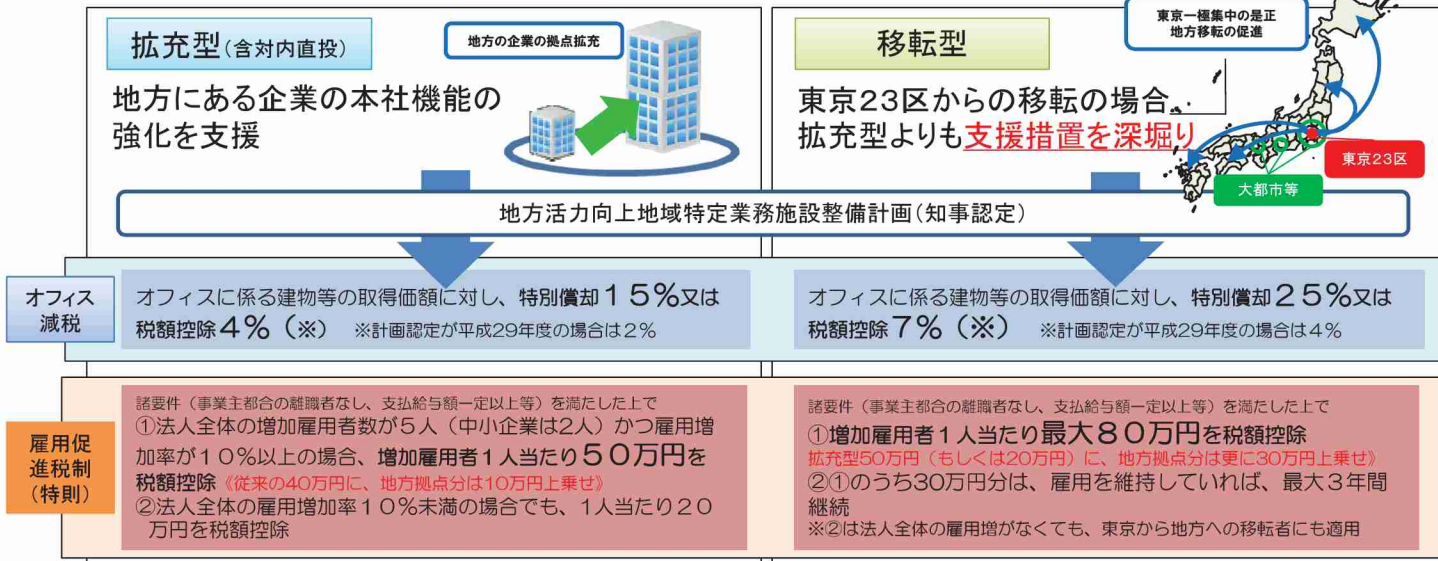


○研修実施

○企業顕彰、企業助成

- ・企業顕彰: 多様な働き方の導入、仕事と私生活の両立促進など、WLBの実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体を表彰
- ・企業助成: 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」を行った企業に対するWLBの実現推進を支援するための各種助成金を用意

地方拠点強化税制



地域再生計画の認定状況(平成28年6月) : 44道府県 51計画 雇用創出数 : 11,560人

拡充型の例

- 富山県 ダイト(株)
 - ・富山市内の本社工場近接地において、研究施設を整備
- 岐阜県 新光化成(株)
 - ・生産の効率化・能力増強を図るべく、瑞波市に事務管理部門を全面移転
- 京都市府 (株) 村田製作所
 - ・人材育成・開発の強化を図るため、同社の生産拠点である長岡京市に新たに研修施設を整備
- 広島県 中外テクノス(株)
 - ・事業拡張に伴う研究機能の強化を図るため、広島市内において研究施設を整備

移転型の例

- 茨城県 (株) 東京ネジ製作所
 - ・経営の合理化や研究開発機能の強化を図るため、つくば市内に建設する新工場に事務所等を併設し、東京都葛飾区にある本社機能を移転
- 富山県 YKK AP(株)
 - ・黒部事業所内にYKK株式会社及びYKK AP株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転
- 広島県 (株) 前川製作所
 - ・研修等の合理化を図る目的から、東広島工場の拡充に併せ、同工場内に研修施設を整備予定

- ◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等	居住の契機	「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択		健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議において「最終報告」とりまとめ（平成27年12月11日）



- ◎「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）
- ◎関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）
- ◎地方創生加速化交付金（27年度補正予算）、地方創生推進交付金（28年度予算）を通じた先駆的な取組の支援

公共施設の集約化・複合化及び利活用について

<まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)におけるKPI>

○公共施設等総合管理計画策定率:2016年度までに100%

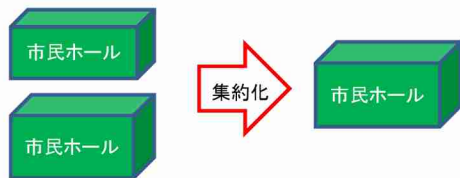
<公共施設等総合管理計画の概要>

- 各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画。
- 当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであり、個別施設毎の長寿命化計画の基となる今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

公共施設総合管理計画に基づく取組のイメージ

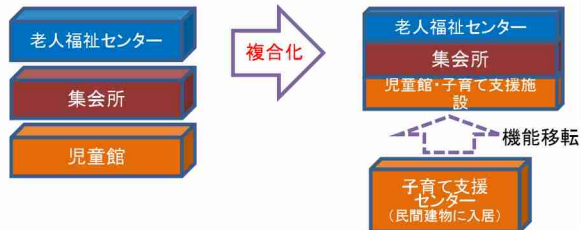
①【集約化事業】

資産の効率的利用及び総量縮減の観点から、老朽化している市民ホールと、施設機能が類似し、近接して立地している市民ホールを1つに**集約化**



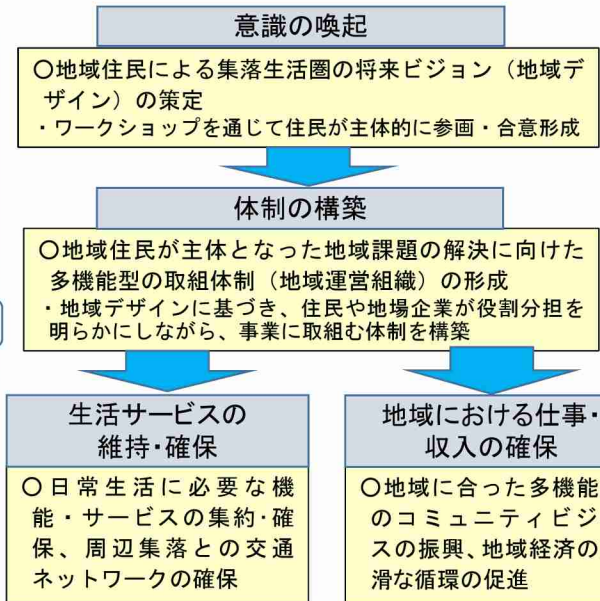
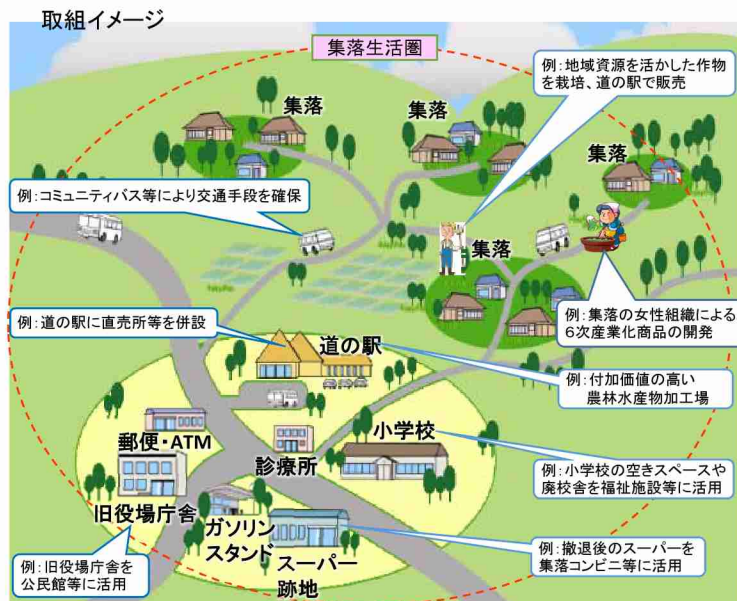
②【複合化事業】

老人福祉センターに、点在する児童館等やこれまで借上げていた子育て支援施設を**複合化**することで、**維持管理コストを削減**するとともに多目的での利用により世代間交流を促進



「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

- ◎ 中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。
- ◎ 必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。
- ◎ 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。



小さな拠点及び地域運営組織の形成

○「小さな拠点」の形成を図るとともに、多機能型の取組を持続的に行うための地域運営組織の形成が重要。

「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」(座長:小田切徳美明治大学農学部教授)において、地域運営組織の設立・展開の拡大、活動の深化、法人化等について検討を進め、成案を得る。

「小さな拠点」形成の4つのステップ

意識の喚起

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定
・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

○地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制(地域運営組織)の形成
・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

○地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

【課題】

1. 法人化の推進

- ・地域の実情やニーズに対応した多様な法人類型の整備の検討
- ・NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域(旧町村単位など)の住民に実質的に限定することは、一般的に許容されるとの法解釈を明確化
- ・地縁型組織に適した法人制度の検討

2. 人材の育成・確保

- ・内部人材の活用・育成及び外部人材の導入の推進
- ・地域のニーズに応じたファシリテーター等の外部専門人材の紹介制度の拡充

3. 資金の確保

- ・会費・寄附・事業収益等の、多様で安定した収入源の確保

4. 事業実施のノウハウ

- ・適正かつ効率的に事業を行うために必要なノウハウの取得

地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(28年度1,000億円(事業費ベース2,000億円))

- 【平成28年度予算】新型交付金(「地方創生推進交付金」)を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(27年度1.0兆円、平成28年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

RESAS（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- ▶ 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、自治体が、**地域の現状・実態を正確に把握**した上で、**将来の姿を客観的に予測**し、その上で、**地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案**とその実行が不可欠。
- ▶ このため、国が、**地域経済に係わる様々なビッグデータ**（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「**見える化（可視化）**」するシステムを構築することで、自治体による様々な取組における、真に効果的な**計画の立案、実行、検証（PDCA）**を支援する。

①産業マップ



企業数・雇用・売上上で地域を支える産業が把握可能に
行政区域を超えた産業のつながりが把握可能に（※）

②地域経済循環マップ



自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

③農林水産業マップ



農業部門別の販売金額割合が把握可能に
農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

④観光マップ



どこからどこに人が来ているかが把握可能に
インバウンド観光動向が把握可能に

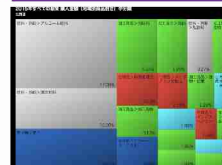
⑤人口マップ



人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

⑥消費マップ



飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ



各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASのご利用はこちらから

<https://resas.go.jp/>（Google Chromeよりご覧ください）

（※）企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

地方創生人材支援制度

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣
- 28年度に向けた取組：応募期間の長期化（1か月→2カ月）、民間人材の募集対象を一般企業にまで拡大

<制度概要>

	派遣先市町村	派遣人材
対象	<p>以下の市町村を対象として募集する。</p> <p>ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること</p> <p>イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること</p> <p>ウ 原則人口5万人以下</p>	<p>国家公務員 大学研究者、民間人材</p> <p>以下に該当する者を公募する。</p> <p>ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること</p> <p>イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること</p>
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	<p>① 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間</p> <p>② 顧問、参与等（非常勤特別職）・・・原則1～2年間</p>	
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催 	

<派遣実績>

平成27年度

69市町村へ派遣

- ✓ 国家公務員42名
- ✓ 大学研究者15名
- ✓ 民間人材 12名

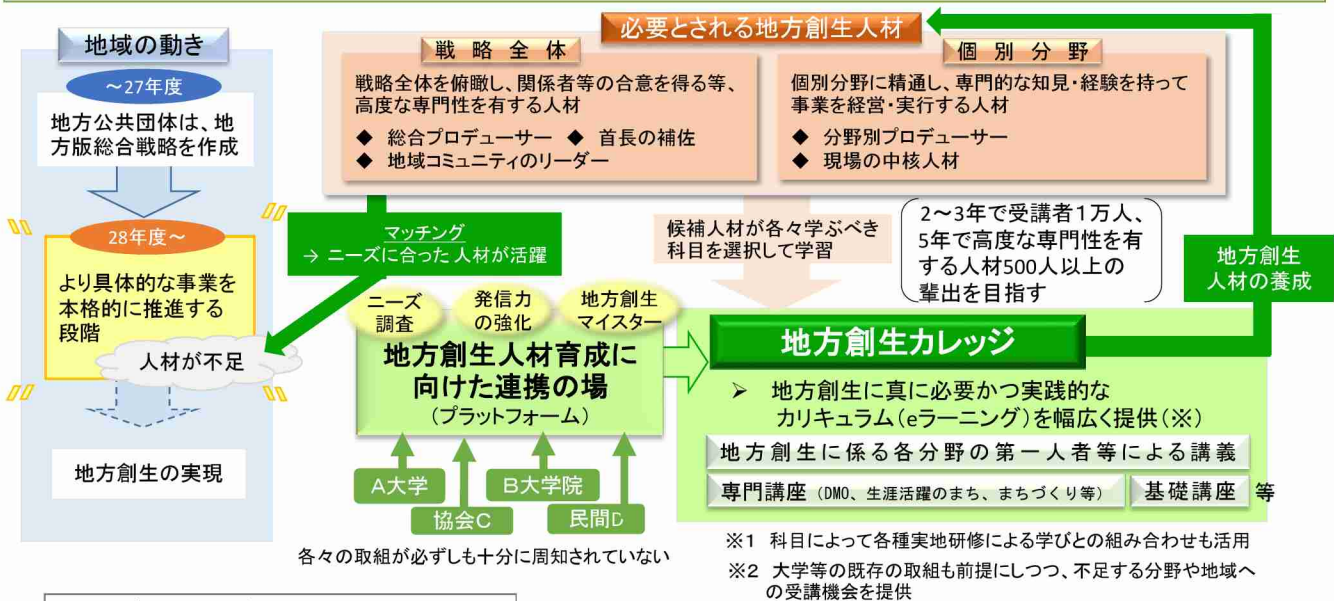
平成28年度

58市町村へ派遣

- ✓ 国家公務員42名
- ✓ 大学研究者 3名
- ✓ 民間人材 13名

地方創生カレッジ

- 現状** : 地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進
- 課題** : 事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち
- 方向性** : ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場(プラットフォーム)を形成
 ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

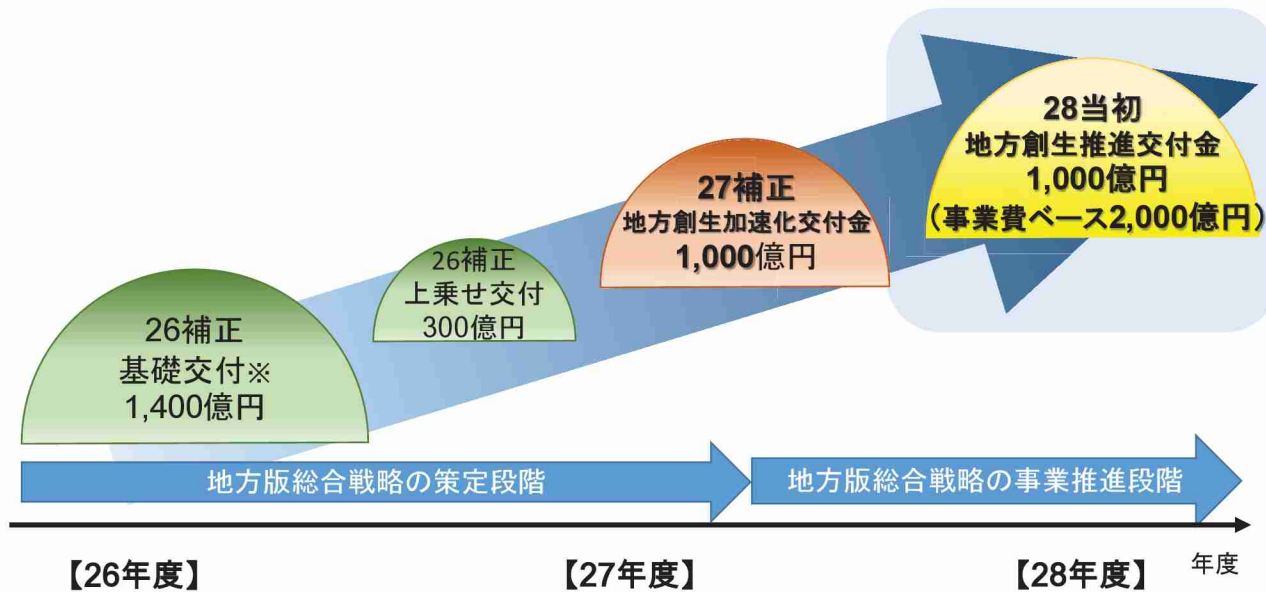


スケジュール予定(可能な限り前倒し実施)

28年3月 事業者の選定 → 4～6月 プラットフォームの立ち上げ → ~12月 カレッジ開校 → 継続的に講座の更なる充実を図っていく

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- OKPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



※ 人口、財政力指数等の客観的基準により交付

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

28年度予算額 1,000億円（新規）

（事業費ベース 2,000億円）

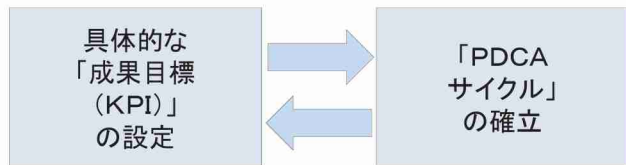
事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設

①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

支援措置

○補助率 1/2

○地方財政措置

①ソフト事業…5割は、標準的な事業費として普通交付税で、残りの5割は、事業費に応じて特別交付税で措置

②ハード事業…一般補助施設整備等事業債（充当率90%、交付税算入率30%）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

未来への投資を実現する経済対策(地方創生関連)について

<柱建て>

- I. 一億総活躍社会の実現の加速
- II. 21世紀型のインフラ整備
- III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援
- IV. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

第2章 取り組む施策(関連部分抜粋)

III. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

英国のEU離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、また、生産性向上を図るため、国内の中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充する。

「主役は地方、目指すは世界」との志を持って、地域の元気を引き出す地方創生の本格展開に向けた取組を推進する。

(1)～(2)【略】

(3)地方創生の推進

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、地方公共団体での先導的な取組を着実かつ強力で推進するとともに、その裾野を広げることが必要である。このため、情報、人材、財政の3つの側面を軸に、小さな拠点をはじめとする地方創生に向けた取組を推進する。また、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を創業・形成することにより、雇用機会を創出する。また、予算の執行にあたっては、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を行う。

①未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設

地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進める。

②～⑥【略】

⑦国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における残された岩盤規制改革を実行するとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

平成 28 年度二次補正予算案（地方創生関連）

〔総額（国費）：914.7 億円〕

地方創生拠点整備交付金（道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2 億円）を含む）	900.0 億円
地方創生カレッジ運営事業	7.0 億円
RESAS の拡充・DMO クラウド	3.3 億円
小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援	0.6 億円
「稼ぐまちづくり」の実現に向けたシティ・セールス手法の検討	0.2 億円
地方創生インターンシップ事業に関するシンポジウム等	0.5 億円
地域産品魅力発信事業	1.1 億円
交付金効果検証分析	2.0 億円

地方創生加速化交付金 申請状況(東京都特別区)

加速化交付金1次

地方公共団体名		県・市 単・広	事業分野	事業名	申請額 (千円)	交付予定額 (千円)	
都道府県名	市町村名						
東京都	品川区	市広(連携)	まちづくり	全国連携まちの賑わい創出加速化事業	3,050	3,050	
東京都	品川区	市単	しごと創生	「雪」をテーマとした観光振興事業	1,250	1,250	
東京都	大田区	市単	しごと創生	IoT仲間まわしによる中小企業の生産性向上プロジェクト	69,000	69,000	
東京都	大田区	市単	しごと創生	大田区プロトタイプセンターの整備に向けた取り組み	30,000	11,000	
東京都	中野区	市単	しごと創生	都市・地方魅力発信強化事業	29,878	21,908	
東京都	杉並区	市広(代表)	地方への人の流れ	広域連携による健康創造型生涯活躍のまち推進事業	11,700	11,700	
東京都	杉並区	市広(代表)	地方への人の流れ	都市と地方の連携による移住・交流促進事業	300	300	
東京都	杉並区	市単	まちづくり	すぎなみ発！都市と田舎の魅力を結び付ける情報発信事業	10,200	5,000	
東京都	荒川区	県広(連携)	しごと創生	北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業	6,000	6,000	
東京都	荒川区	市広(代表)	地方への人の流れ	中学生の秋田体験旅行事業	4,496	4,496	
東京都	荒川区	市単	働き方改革	若者・女性就労サポート事業	22,832	22,832	
東京都	板橋区	市単	まちづくり	光輝く飲食店経営ネットワーク創造事業	65,000	65,000	
合計					12 事業	2.5 億円	2.2 億円

加速化交付金2次

地方公共団体名		県・市 単・広	事業分野	事業名	申請額 (千円)	交付予定額 (千円)	
都道府県名	市町村名						
東京都	北区	市単	まちづくり	互いの魅力を生かしたWIN-WINの自治体間連携・交流推進事業	18,454	10,000	
東京都	北区	市単	働き方改革	子育てしながら働く女性・世帯の輝き応援事業	5,000	5,000	
東京都	葛飾区	市単	まちづくり	東京理科大学葛飾キャンパスと協定締結自治体との連携によるまちの魅力発信事業	40,000	40,000	
合計					3 事業	0.6 億円	0.6 億円

推進交付金1次

地方公共団体名		県・市 単・広	事業分野	事業名	申請額 (千円)	採択額 (千円)	
都道府県名	市町村名						
東京都	台東区	市単	しごと創生	中小企業支援機関とのネットワークを活用した個別事業者への支援事業	7,447	7,447	
東京都	品川区	市単	まちづくり	「わ！しながわ」シティプロモーションと賑わいのまちづくり創出事業	49,000	49,000	
東京都	荒川区	市単	まちづくり	地方都市との交流拠点化計画	14,189	14,189	
合計					3 事業	0.7 億円	0.7 億円

(注) 推進交付金の申請額、採択額ともに事業費ベースの額(事業費に対する交付率は2分の1)

IoT仲間まわしによる中小企業の生産性向上プロジェクト

事業の背景・概要

- 大田区は、主に機械金属加工の多様な企業が集積するエリアであり、各企業は特定分野に特化した高度な技術力を保有している。これまで、受注した案件に対し、必要な専門性を有する企業が順次加工を加えて製品を完成させる取組（この企業間ネットワークを「仲間まわし」と呼んでいる。）を実施してきた。
- しかし、景気変動等による企業数の減少により、ネットワークの一翼を担っていた企業が廃業となり、仲間まわしの機能低下による生産性の低下に伴い、更なる企業の廃業、失業者数の増加につながる恐れがあり、大田区の強みであった加工技術の低下に繋がる危険が生じている。
- そこで、生産管理にIoT 技術を導入し、既存ネットワーク内の効率化、生産性向上、他地域とのネットワークの形成等により、「IoT 仲間まわし」として維持・発展させていく。

重要業績評価指標（KPI）等

【29 年3 月】

- IoT 化ネットワークに参加した中小企業の共同受注額（製造品出荷額ベース）：5 億円

【33 年3 月】

- IoT 化ネットワークに参加した中小企業の共同受注額（製造品出荷額ベース）：50 億円

先駆性に係る取組（官民協働、政策間連携、地域間連携、自立性）

【官民協働】

- 大田区は、事業実施に必要な関係者に呼びかけ、推進主体となる「IoT仲間回しシステム開発委員会」を設立するとともに、新たなネットワークシステムの構築を行う。
- 民間企業は、実際に設計・開発されたIoT仲間回しシステムを活用して、新たな企業間ネットワークを構築することで受注拡大を図る。
- 金融機関は、製品化段階での中小企業向け融資や自立化移行段階における融資等を行う。

【政策間連携】

- IoT仲間回しシステムの導入による産業振興とともに、中小企業の集積地としての大田区の魅力を高める。

【自立性】

- 本事業に参加する企業の会費等を財源とし、行政からの支援に頼ることなく、事業の継続を図る。

参考となる
ポイント

- ①機械金属加工の多様な企業が集積する地域である大田区ならではの強みを生かした取組である。
- ②行政が新たなネットワークシステムの構築を行い、当該ネットワークシステムを活用して民間事業者が生産性を向上させるといった官と民が協働で取り組む内容となっている。
- ③事業に参加する企業からの会費収入等により、自立への道筋が立てられている。

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業

くしろし くしろちよう あっけしちよう はまなちちよう
 北海道、北海道釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町
 しべちちちよう てしがちちよう つるいむら しらぬちちよう とうきちちようとあらかわく
 標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、東京都荒川区

事業の背景・概要

- 釧路地域は、釧路湿原をはじめとする地域特有の自然や豊富な食資源、産業、温泉、アイヌ民族の歴史・文化等を有しており、これらの地域資源を活用した体験型観光が盛んな地域であるが、東京23区との連携事業（「北海道・釧路！旬！！秋の味覚市」）の来場者アンケートの結果からは、首都圏における釧路地域の認知度が必ずしも高くないことが判明した。
- そのため、首都圏における釧路地域の認知度向上のため、荒川区に東京都23区との連携事業のコーディネーターを配置するとともに、荒川区の提供による「くしろマルシェin日暮里（仮称）」を開催する。また、スマートフォンで視聴可能な臨場感溢れる立体映像等を用いたプロモーションに加えて、荒川区政策広報番組によるクロスメディアでの配信を行う。

重要業績評価指標（KPI）等

- 【28年3月】釧路管内観光入込客数：713万人
- 【32年3月】釧路管内観光入込客数：780万人

先駆性に係る取組（官民協働、政策間連携、地域間連携、自立性）

【官民協働】

- 行政は、企画・計画を策定し、事業の全体調整を行う。
- 民間事業者は、旅行者のニーズに基づいた広域周遊バスの設定や商品の開発等により、釧路地域の魅力向上に取り組む。
- 金融機関は、釧路地域における産業振興に向けた包括連携協定による協力を行う。

【政策間連携】

- 釧路地域と東京都荒川区との交流を図ることで、認知度向上による観光振興策と北海道の食材を活かしたイベントによる地域産品の販路拡大といった地場産業振興を図る。

【地域間連携】

- 北海道と釧路管内の8市町村、荒川区が連携することで、首都圏のくしろファンの開拓を進めていく。

【自立性】

- 本事業の実施によるくしろ地域と東京特別区との経済交流の活性化により、誘客の拡大が図られ、観光関連産業の売上増が期待されることから、将来的には、その収益を財源に自立を目指す。

参考となるポイント

- ①釧路地域の課題である首都圏における認知度向上について、東京都荒川区の全面的な協力により、入込客数の増加と販路拡大に取り組んでいる。
- ②行政、民間事業者、金融機関が役割分担をしながら協働で事業に取り組んでいる。
- ③将来的には、誘客の拡大が図られ、観光関連産業の売上増により、その収益を財源に自立を目指す。

地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置を創設

○企業が寄附しやすいように

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

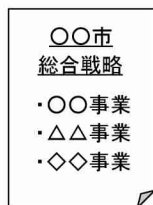
・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**

・**寄附額の下限は10万円と低めに設定**

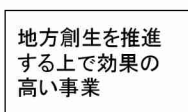


制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略
を策定



②地方公共団体が
地域再生計画を
作成



③計画の認定



内閣府

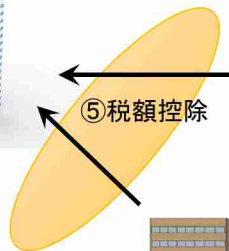
④寄附



企業



⑤税額控除



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)